第十九条　寄港国における訴えに関する情報

1　締約国は、関連する情報が公衆により入手可能であることを維持するものとし、書面による要請により、船舶の所有者、操業者、船長又は代表者に対し、第九条、第十一条、第十三条又は前条の規定に従って当該締約国がとった寄港国の措置に関する訴えで当該締約国の国内法令によって定められるものについての情報（この目的のために利用可能な公的業務又は司法機関に関する情報及び違法と申し立てられた当該締約国による措置の結果として被った損失又は損害がある場合には、当該締約国の国内法令に従って賠償を求める権利があるかどうかに関する情報を含む。）を提供する。

2　締約国は、船舶の旗国、所有者、操業者、船長又は代表者に対し、適当な場合には、1の訴えの結果を通知する。当該締約国は、他の締約国、国又は国際機関に対し、第九条、第十一条、第十三条又は前条の規定に従って従前の決定を通報した場合には、当該決定の変更について当該他の締約国、国又は国際機関に通報する。

第五部　旗国の役割

第二十条　旗国の役割

1　各締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、この協定に従って実施される検査において寄港国と協力することを要求する。

2　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶がＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事し、及び他の国の港に入ることを求めており、又は入港していると信ずるに足りる明白な根拠を有する場合において、適当なときは、当該他の国に対し、当該船舶を検査し、又はこの協定に合致する他の措置をとるよう要請する。

3　各締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、この協定に従って又はこの協定に合致する態様により行動している国の港における魚類の陸揚げ、転載、包装及び加工並びに他の港湾サービスの使用を奨励する。締約国は、この協定に従って又はこの協定に合致する態様により行動していない可能性のある国を特定するための公正で透明性のある、かつ、差別的でない手続を作成すること（地域的な漁業管理のための機関及びＦＡＯを通じて作成することを含む。）を奨励される。

4　旗国である締約国は、寄港国による検査の後、自国の旗を掲げる権利を有する船舶がＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと信ずるに足りる明白な根拠があることを示す検査の報告書を受領した場合には、この事案を直ちに、かつ、十分に調査するものとし、十分な証拠があるときは、自国の法令に従って遅滞なく取締りを行う。

5　各締約国は、他の締約国、関係する寄港国並びに適当な場合には、他の関係する国、地域的な漁業管理のための機関及びＦＡＯに対し、自国の旗を掲げる権利を有する船舶であって、この協定に従ってとられた寄港国の措置の結果、ＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと決定されたものに関してとった措置を旗国としての資格において報告する。

6　各締約国は、ＩＵＵ漁業及びこれを補助する漁獲関連活動を防止し、抑止し、及び排除することに関し、自国の旗を掲げる権利を有する船舶について適用する措置が第三条1に規定する船舶について適用する措置と少なくとも同等の実効性を有することを確保する。

第六部　開発途上国の要請

第二十一条　開発途上国の要請

1　締約国は、この協定に合致する寄港国の措置を実施することに関し、開発途上にある締約国の特別な要請を十分に認識する。このため、締約国は、直接に、又はＦＡＯ、国際連合の他の専門機関若しくは他の適当な国際機関及び団体（地域的な漁業管理のための機関を含む。）を通じて、特に次の目的のため、開発途上にある締約国に援助を提供する。

(a)　効果的な寄港国の措置の実施のための法的基盤及び能力を開発するため、開発途上にある締約国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）の能力を向上させること。

(b)　寄港国の措置の効果的な策定及び実施を推進する国際機関への開発途上にある締約国の参加を促進すること。

(c)　関連する国際的な仕組みと調整の上、開発途上にある締約国による寄港国の措置の策定及び実施を強化するために技術援助を促進すること。

2　締約国は、この協定の実施の結果として生ずる不均衡な負担が開発途上にある寄港国である締約国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）に直接又は間接に転嫁されないことを確保するため、当該開発途上にある寄港国である締約国の特別な要請を十分に考慮する。締約国は、不均衡な負担の転嫁が明らかになった場合には、関連する開発途上にある締約国によるこの協定に基づく特定の義務の履行を容易にするために協力する。

3　締約国は、直接に、又はＦＡＯを通じて、この協定の実施に関する開発途上にある締約国の特別な要請を評価する。

4　締約国は、開発途上国がこの協定を実施することを支援するため、適当な資金供与の仕組みを設置するために協力する。当該仕組みは、特に次の事項を対象とする。

(a)　国内的及び国際的な寄港国の措置を策定すること。

(b)　能力（監視、規制及び監督のための能力並びに港湾管理者、検査官並びに取締り及び法律に携わる職員に対して国内的及び地域的な段階において訓練を行うための能力を含む。）を発展させ、及び向上させること。

(c)　寄港国の措置に関連する監視、規制、監督及び遵守に関する活動を行うこと（技術取得及び設備利用の機会を含む。）。

(d)　開発途上にある締約国に対し、当該開発途上にある締約国がこの協定に従ってとった措置の結果として生ずる紛争の解決のための手続に関係する費用を援助すること。

5　この条に定める目的のための開発途上にある締約国との協力及び開発途上にある締約国の間の協力には、二国間の、多数国間の及び地域的な経路（南南協力を含む。）を通じた技術援助及び資金援助の供与を含めることができる。

6　締約国は、資金供与の仕組み（資金の拠出、特定及び調達のための制度を含む。）の設置、実施の指針となる基準及び手続の作成並びに当該資金供与の仕組みの実施における進捗状況について、締約国に定期的に報告し、及び勧告を行う特別作業部会を設置する。当該特別作業部会は、この条に定める検討事項に加え、特に次の事項を考慮する。

(a)　開発途上にある締約国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）のニーズの評価

(b)　資金の利用可能性及び資金の適時の支払

(c)　資金調達及び配分に関する意思決定及び管理の過程の透明性

(d)　資金の合意された利用に関する受益する開発途上にある締約国による説明責任

締約国は、特別作業部会の報告及び勧告を考慮し、並びに適当な措置をとる。

第七部　紛争解決

第二十二条　紛争の平和的解決

1　いずれの締約国も、この協定の解釈又は適用に関する紛争について、相互に満足すべき解決をできる限り速やかに得るよう、他の締約国に対して協議を求めることができる。

2　1の協議によっても紛争が合理的な期間内に解決しなかった場合には、紛争当事国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又は当事国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、できる限り速やかに、当事国間で協議する。

3　1及び2に規定する紛争でこれらの規定によっても解決されないものは、全ての紛争当事国の同意を得て、解決のため、国際司法裁判所、国際海洋法裁判所又は仲裁に付託する。国際司法裁判所、国際海洋法裁判所又は仲裁に付託することについて合意に達することができなかった場合においても、当事国は、海洋生物資源の保存に関する国際法の規則に従って紛争を解決するため、引き続き協議し、及び協力する。